

第 41 回

駅前放置自転車クリーンキャンペーン報告書

令和 6 年 10 月実施

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会

はじめに

駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、都、区市町村、関係機関・団体が広く都民に放置自転車問題を訴え放置防止への理解と協力を得るために、全都一斉に実施している広報・啓発活動であり、昭和59年の開始以来、今回で41回目となりました。

自転車は、手軽で便利な移動手段として多くの人々に利用されています。加えて、環境にやさしく、健康増進にも役立つ乗り物として親しまれています。反面、心ない利用者により駅周辺に放置され、歩行者の通行や災害時の緊急活動の妨げとなったり、街の美観を損ねたりなど、依然として社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、事業者に対して、顧客や従業者等のための自転車駐車場所の確保等を努力義務としているほか、従業者への研修や情報提供等を行う自転車安全利用推進者の選任についても定めています。また、「東京都自転車安全利用推進計画」では駅前放置自転車台数の目標を定めており、平成28年度から令和2年度までの計画期間について、目標 20,000 台以下に対して 19,487 台（令和2年実績）と目標を達成し、新たに、令和3年5月に同推進計画を改定し、1万5千台以下（令和7年中）とする目標を掲げています。

官民一体となって実施するこのキャンペーンにより、都内の自転車等の放置台数（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）は、ピーク時（平成2年）の約 24.3 万台から令和6年は約 1.6 万台まで着実に減少しています。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みが求められる中、本キャンペーンにおいても、「新しい日常」に即した広報・啓発の方法を模索しながら、関係機関・団体が一丸となって活動しました。また、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）でも連携し、首都圏全域で一斉にキャンペーンを展開しました。

本キャンペーンの実施にあたり、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会の機関・団体のみならず、関係団体や個人に至るまで、幅広い立場の方々にご協力いただきましたことを心より御礼申し上げます。

令和7年3月

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会事務局
(東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 総合推進課)

目 次

	頁
第1 第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ	1
第2 活動の記録	
1 キャンペーンポスター・リーフレット	2
2 広報紙等（都・区市町村）	4
3 広報紙等（構成団体・協力団体）	37
4 その他の広報活動	51
第3 クリーンキャンペーンの実績	
1 区市町村	
(1) 推進体制	55
(2) 区市町村別キャンペーン実施期日	57
(3) 区市町村別駅頭活動実績	58
(4) 区市町村別駅別撤去台数	59
(5) 区市町村別広報媒体別実績（その1）	65
(6) 区市町村別広報媒体別実績（その2）	66
2 関係機関・団体	
(1) 広報紙等への掲載	69
(2) ポスター、リーフレット、PR用配布品の作成（独自作成）	71
(3) ポスター（都作成）の掲出（電車中吊・バス車内、駅構内）	71
(4) ポスター（都作成）の掲出（関係機関・団体）	72
(5) 車内・駅構内放送	73
(6) 駅頭活動	74
(7) その他の活動	76
3 知事感謝状の贈呈	78
第4 要綱等	
1 第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱	79
2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱	83
3 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施の概念図	88
4 令和6年度 首都圏放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱	89
5 首都圏放置自転車対策協議会設置規約	90

第 1

第 4 1 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ

- 1 実施期間：令和 6 年 1 0 月 2 2 日（火）から 1 0 月 3 1 日（木）までの 1 0 日間
- 2 実施主体：東京都、区市町村（島しょを除く。）、国土交通省、警視庁、東京消防庁、J R 東日本、私鉄各社、バス・タクシー事業団体、商工業団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、学校関係団体、交通安全普及団体等
- 3 統一標語： 「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

4 活動結果

(1) 広報活動

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、各機関・団体がそれぞれの役割に応じて多様な広報媒体を活用して広報活動を実施した。

ア 印刷物の掲示・配布

- ・ポスター 都：37,467 枚作成、区市町村：3,000 枚作成
J R・民鉄・都営交通駅構内、バス営業所（692 箇所、836 枚）、
電車・バス車内（15,475 箇所、16,125 枚）、学校、関係機関・団体（2,928 枚）
等に掲示
- ・リーフレット 都：132,253 枚、区市町村：1,700 枚作成
通勤・通学等自転車利用者、学校等に配布
- ・注意・警告札 61,640 枚 放置自転車に取付け
- ・広報紙、機関紙等 6,600,952 部 区市町、鉄道・バス会社、交通安全協会、商工業団体他

イ P R 用品等

- ・看板 667 枚 3 区、3 市
- ・横断幕 41 枚 5 区、5 市
- ・のぼり旗、活動品 1,052 枚 15 区、13 市

ウ その他の媒体

広報車、駅構内放送、庁内放送、防災無線放送、FM 放送、ケーブルテレビ、商店街放送、デジタルサイネージ、公式ホームページ、SNS、メールマガジン、バス車内広告

(2) 駅頭広報・撤去活動

広報実施駅数：実数	132 駅	（区部 86 駅、市部 46 駅、町村部 0 駅）
延日数	801 日	（区部 420 日、市部 381 日、町村部 0 日）
撤去実施駅数：実数	535 駅	（区部 404 駅、市部 130 駅、町村部 1 駅）
延日数	4,382 日	（区部 2,935 日、市部 1,439 日、町村部 8 日）
撤去台数：	6,508 台	（区部 5,812 台、市部 693 台、町村部 3 台）
広報・撤去活動参加人員：	延 9,510 人	（区部 4,851 人、市部 4,643 人、町村部 16 人）
自動車動員台数：	延 1,402 台	（広報車 183 台、トラック 1,204 台、その他 15 台）

5 首都圏放置自転車対策協議会の活動

同協議会加盟の 3 県 5 政令都市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）において、クリーンキャンペーンを協力して実施した。

第2-1 キャンペーンポスター・リーフレット



■ポスター（縦）

B 1判	989枚
B 2判	933枚
A 3判	1,897枚
A 4判	7,903枚

（駅構内・公共施設等へ掲示）



■ポスター（横）

B 3判	25,745枚
------	---------

（電車・バス車内等へ掲示）

■リーフレット

A 5判

両面 ニツ折

132, 253枚

(都内駅頭等で配布)

自転車は駐輪場や決められた場所に置きましょう
Please park your bicycle in a bicycle parking lot or designated area.



都内では、1.6万台を上回る(令和5年度調査)自転車が駅周辺に放置され、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、街の美観を損なっています。また、放置自転車の処理には、たくさんの税金が使われており、見過ごすことのできない社会問題です。

According to a FY2023 survey, there are more than 16,000 bicycles illegally parked around stations in Tokyo. Along with obstructing the passage of pedestrians and emergency vehicles, they also spoil the town's beauty. This is a social problem that cannot be ignored as much tax revenue is also spent on dealing with illegally parked bicycles.

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
に関しては、**コチラのサイト**まで!

Visit the website below to learn more about this activity.

サイトURL:
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/houchi/

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

駐輪場情報が検索できます!
Search for bicycle parking lots online.



リサイクルマーク ⑤ このマークは、資源物の回収・リサイクルに役立ちます。石炭・石油を含まないインキで印刷されています。

第41回 **駅前放置自転車クリーンキャンペーン**
The 41st Bicycle Clean-Up Campaign

Station



自転車の代わりに置こう 思いやり
Leave behind your thoughtfulness, not your bicycle.

2024年10月22日(木)～10月31日(木)

東京都 東京都・区市町村・駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会・警視庁

あなたの自転車は、みんなの迷惑になっていませんか?
社会全体で自転車の安全で適正な利用を促進しましょう。

Could your bicycle be a headache for everyone else? Let's make safe and proper use of bicycles a community effort.



放置自転車は歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。
Illegally parked bicycles block sidewalks and obstruct pedestrian passage.



駅前を雑然とさせ、街の美しさを損ないます。
Illegally parked bicycles clutter the station area and spoil the beauty of the town.



点字ブロックは、目の不自由な方の歩行案内です。ふさがないようにください。
Tactile paving provides guidance for the visually impaired. Please do not park bicycles on tactile paving.



災害時の避難、消防やパトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。
Illegally parked bicycles hinder evacuation in times of disaster and obstruct the passage of emergency vehicles including fire engines and police cars.



安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
Illegally parked bicycles obstruct the safe and smooth flow of traffic and can cause congestion around the station.



事業者は従業員や顧客の駐輪場所を確保し、駐輪場の利用を勧めてください。
Businesses should provide bicycle parking for their employees and customers, and encourage their use.



第2-2 広報紙等(都・区市町村)

都の広報紙・情報誌等

(ホームページ掲載イメージ)

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Bureau of Citizens, Culture and Sports. The main navigation bar includes categories like 'Local Activities', 'Culture and Life', 'Gender Equality', 'Foreigners', 'Passports', 'Citizen Safety', 'Quality of Life', 'Private Schools', 'Cultural Activities', and 'Sports'. The current page is titled '都民安全' (Citizen Safety) and features a sub-section for '放置自転車対策' (Abandoned Bicycle Countermeasures). The page is dated September 24, 2024. The main content area is titled '第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン' (41st Station Front Abandoned Bicycle Clean Campaign) and includes a video player with the title '第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します ~自転車の代わりに置こう 思いやり~'. Below the video, there is a detailed text block explaining the campaign's goals and progress, followed by sections for '実施期間' (Implementation Period), '実施主体' (Implementation Body), 'キャンペーン統一標語' (Unified Campaign Slogan), and '実施内容' (Implementation Content). The implementation content lists various activities such as poster distribution, digital signage, and social media campaigns. A small image of a campaign poster is shown at the bottom right.

東京都生活文化スポーツ局
Bureau of Citizens, Culture and Sports

東京都生活文化スポーツ局
Bureau of Citizens, Culture and Sports

地域活動・多文化共生 男女平等参画 法人の認定等 パスポート 都民安全 消費生活 私立学校 文化芸術 スポーツ推進

トップページ > 都民安全 > 交通安全対策 > 自転車総合対策 > 駅前自転車対策 > 駅前自転車対策

都民安全

放置自転車対策

更新日：令和6年（2024）9月24日

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します ～自転車の代わりに置こう 思いやり～

東京都は、放置自転車問題を広く都民に訴え、放置防止の行動に繋げてもらうため、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関と連携・協力して実施しています。昭和59年に開始したこのキャンペーンは今年41回目を迎え、放置自転車等の台数が最も多かった平成2年（約24万3千台）以降、着実に放置台数を減少させてきました。昨年度の調査※1では約1万6千台の自転車等が駅周辺に放置され、歩行者の通行の妨げとなるほか街の美観が損なわれるなど、依然として社会問題となっています。今年もキャンペーン標語「自転車の代わりに置こう 思いやり」のもと、駅前放置自転車台数1万5千台以下※2を目標し、取り組んでいきます。

1 実施期間

令和6年10月22日（火）から10月31日（木）まで

2 実施主体

東京都、区市町村（島しょ部を除く）
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会の構成団体・協力団体
計67団体※3

3 キャンペーン統一標語

『自転車の 代わりに置こう 思いやり』※4

4 実施内容

- 1) 広報活動
・啓発ポスターの掲示（公共施設、駅構内、電車・バス車内など）
・街頭大型ビジョン、デジタルサイネージを活用した広報動画の放映
・SNSを活用した事業告知
- 2) 区市町村による放置自転車の撤去活動等の強化

ポスター

(SNS 掲載イメージ)

東京都 公式X(旧Twitter)



Instagram動画広告



YouTube



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン「自転車の代わりに置こう思いやり」

1.2万 回視聴・5 か月前 ...もっと見る



(千代田区)

ホームページ

広報千代田(令和6年9月20日号)

千代田区
HOME

【終了】第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン～自転車の代わりに置こう 思いやり～

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンは終了しました。ご理解・ご協力ありがとうございました。引き続き、ルールとマナーを守って自転車を利用しましょう。

自転車利用者に「ルール」と「マナー」を訴え、正統な駐輪意識の向上を図るとともに、安全で快適な環境の確保のため、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

期間
令和6年10月1日(火曜日)～31日(木曜日)

内容

警告・撤去活動
キャンペーン期間中は、放置自転車の警告撤去作業を実施します。

広報活動
キャンペーン期間中は、区内主要駅前周辺でチラシや冊子の配布を行います。また、区独自の放置自転車対策効果の検証も実施します。

自転車は所定の場所に駐車しましょう

自転車は、自転車駐輪場に止めましょう。自転車駐輪場の場所や利用料金については、[駐輪場・放置自転車](#)をご確認ください。



(注意) 上記の画像は、千代田区ホームページ利用規約に問わず、コンテンツの二次利用はできません。

第41回 **区内駅前** 放置自転車
クリーンキャンペーン

10月1日(火)～31日(木)

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

キャンペーン期間中、駅周辺を中心に放置自転車の撤去と、自転車利用者へのルール周知・マナー向上の取り組みを強化します。

自転車の放置はやめましょう

～自転車の代わりに置こう 思いやり～

道路に自転車を放置すると、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者の通行を阻害することとなり、救急活動などの妨げにもなります。さらには、災害時の避難や救出活動の支障にもなります。

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

区では期間中、東京都や各警察署などの関係機関と協力し、自転車の放置に対する指導や取り締まりを強化します。

放置自転車をなくすため、皆さんのご協力をお願いします。

10月22日(火)～31日(木)

期間中区内で一斉に実施されます。

駐輪場を利用しましょう

道路に自転車を放置せず、駐輪場をご利用ください。

区では定期利用と一時利用できる駐輪場を計22カ所整備しています。

一時利用の駐輪場については最初の2時間までは無料で利用できます。

道路に自転車を放置した場合は注意・警告の上撤去し、保管所へ移送・保管します(返還の際は撤去・保管手数料として3,000円を徴収します)。

● 放置自転車について

交通課交通対策係

☎(6278)8171

・駐輪場について

交通課交通施設係

☎(3546)5443

詳しくは

区庁へ



(中央区)

区のおしらせ ちゅうおう
(令和6年10月1日号)

港区
Minato City

港区 赤坂地区総合支所
Akasaka Region General Office

検索

検索の方法

現在のページ: トップページ > 港区地区総合支所 > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました。

更新日:

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました。

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンとは、東京都が放置自転車問題を広く都民に訴え、放置防止の行動に繋げてもらうため、関係機関と連携・協力して令和6年10月22日(火曜日)から同月31日(木曜日)まで、広報活動や撤去活動の強化を行うものです。

港区では、特に放置自転車が多い外苑前駅周辺で、令和6年10月29日(火曜日)に啓発キャンペーンを行いました。

活動の様子

当日は、計20名の方々に参加いただき、啓発活動を行いました。



ご参加いただいた皆様(順不同、敬称略)

- ・赤坂警察署
- ・(株)ドコモ・バイクシェア
- ・芝園開発(株)
- ・青山二丁目町会
- ・高北青山二丁目町会

広報みなと(令和6年10月1日号)

10月22~31日

**駅前放置自転車
クリーンキャンペーンを実施します**

自転車を放置してしまうと
歩道をふさぎ、歩行者(特に高齢者や小さなお子さん、障害者)の通行の妨げになります。住みやすい街にするために、自転車の放置はやめましょう。

放置自転車の撤去
駅周辺で放置された自転車等は、警告後、一定の時間を置いて撤去します。撤去した自転車は告示日の翌日から30日間、一時保管所で保管しています。
※撤去した自転車の受け取りには、撤去手数料がかかります。
※受け取りには、本人確認書類と自転車の鍵が必要です。

自転車の放置禁止区域
放置禁止区域に指定した場所での自転車等の放置は即日撤去します。
撤去した自転車等の保管場所
撤去した場所によって一時保管場所が異なります。

QRコード: 自転車等の放置禁止区域 / 撤去した放置自転車等の保管場所

問い合わせ 港区放置自転車対策コールセンター(受付時間:祝日を除く 月~金曜午前8時30分~午後7時30分) ☎050-2018-6352
各総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎欄外参照

港区 X(旧Twitter)



🚲 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 🚲 (まちづくり課)

ただいま外苑前駅にて、駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施中!

★自転車を放置してしまうと歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。住みやすい街にするために、自転車の放置はやめましょう。



10:54 · 2024/10/29 · 666回表示

(新宿区)

ホームページ



文字
サイズ：
標準 拡大
色
変更・
音声
読み
上げ
Language

- ホーム
- くらし
- 観光・文化
- 産業・ビジネス
- 防災・防災
- その他区政情報

- 早引きメニュー
- テーマから探す
- お住まいの区役所・窓口案内
- 施設案内・利用予約

新宿区ホーム > くらし > 道路・交通・自転車 > 自転車・歩行者 > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

PC用 スマートフォン用

日本語

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

最終更新日：2024年9月25日

新宿区では、放置自転車問題を広く知っていただくため、毎年10月下旬に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行っています。キャンペーン期間中は、主要駅での啓発活動やポスターの掲示を行います。

実施期間：令和6年10月22日（火）～10月31日（木）



10月22日～31日は駅前放置自転車クリーンキャンペーン

●自転車の代わりに置こう 思いやり

放置自転車問題を広く知っていただくため、区内の駅等でポケットティッシュの配布やポスターの掲出などを行います。

◆自転車を路上に放置すると

- ▶ 道幅が狭くなり、人が通りにくくなる、▶ バス・タクシーの乗降に影響する、▶ 災害時に避難・救出活動の妨げになる、▶ まちの景観を損ねる

◆撤去だけでは解決しません

ルールとマナーを守って自転車を使いましょう。自転車は路上に放置せず、駐輪場等に止めましょう。

📞 交通対策課自転車対策係 ☎(5273)4144

駅頭啓発活動予定

日付	時間	場所	備考
10/22(火)	10:00～	新宿駅周辺	
10/23(水)	10:00～	板橋駅周辺	
10/24(木)	14:00～	大久保駅・新大久保駅周辺	大久保・百人町地区クリーン活動と合同実施
10/29(火)	14:00～	東新宿駅周辺	

2024/10/31 14:42

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン：新宿区

10/30(水)	10:00～	雑司が池駅周辺	
10/31(木)	10:00～	高田馬場駅周辺	「ボイ捨て防止・路上喫煙禁止」キャンペーンと合同実施

雨天中止の場合、実施予定時刻の1時間前までにこちらのページでお知らせいたします。詳細につきましては、交通対策課自転車対策係 ☎(5273)4144 へお問い合わせください。

関連リンク

- [新宿区 緑地施設のご案内（新宿ウィンドウ表示）](#)
- [新宿区 放置自転車対策について（新宿ウィンドウ表示）](#)

本ページに関するお問い合わせ

新宿区 [みどり本部](#)の連絡先
自転車対策係（本庁舎7階）
電話：03-5273-4144

日本語

本ページに関するご意見をお聞かせください

本ページの情報は役に立ちましたか？以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

非常に良かった 役に立たなかった どちらでもない

本ページは見つけやすかったですか？以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

非常にやすかったです 見つけにくかった どちらでもない

確認画面へ

区政についてのご意見・ご質問は、[ご意見フォーム](#)へ。

(文京区)

文京区 X(旧Twitter)

区報ぶんきょう(令和6年10月10日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅周辺の放置自転車をなくすため、警察署等関係機関の協力を得て、自転車の適正な利用の啓発と放置自転車の撤去を重点的に実施します。

一人一人がルールとマナーを守り、他の方への思いやりを持って、放置自転車のない安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします。

10月22日(火)～31日(木) 管理課交通安全係
03-5803-1244



文京区 @bunkyo_tokyo · 2024/10/22

【お願い】駅周辺の放置自転車をなくすため、警察署等関係機関の協力を得て、自転車の適正な利用の啓発と放置自転車の撤去を重点的に行います。一人ひとりがルールとマナーを守り、他の方への思いやりを持って、放置自転車のない安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします
city.bunkyo.lg.jp/b034/p001082/ji...



(台東区)

ホームページ

広報たいとう(令和6年10月5日)

ページID: 更新日: 2024年9月25日 印刷
868742488

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

自転車の代わりに置こう 思いやり

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。

区では令和6年10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)まで、東京都・鉄道事業者・警察署など関係機関の協力で「第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、広く放置自転車問題を訴え、放置自転車防止への理解・安全な自転車利用の啓発を図るとともに、放置自転車の撤去・移送を行っています。

キャンペーン期間中は主要駅で啓発活動やポスター掲示を行います。

また浅草駅周辺では10月23日(水曜日)に放置防止啓発キャラバン隊による自転車放置防止の呼びかけを行います。

放置自転車のない安全で住みやすい街になるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

東京動画「第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」(外部サイトへのリンク)



自転車は安全に利用しましょう

●第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンへ自転車の代わりに置こう 思いやり～鉄道事業者・警察署など関係機関の協力で、広く放置自転車問題を訴え、放置自転車防止への理解・安全な自転車利用の啓発を図るとともに、放置自転車の撤去・移送をおこないます。

放置自転車のない安全で住みやすい街になるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

▶期間 10月22日(火)～31日(木)

▶問合せ 交通対策課自転車対策担当 TEL (5246) 1305

●自転車安全利用講習会

▶日時 ①12月4日(木)19:00 ②8日(日)10:30 ③8日(日)13:00 ④12日(木)19:00 ⑤15日(日)10:30 ⑥15日(日)13:00

▶場所 区役所10階会議室

▶対象 15歳以上で区内に住民登録のある方(中学生を除く)

▶定員 各60人(抽選)

※申込方法等詳しくは、区HP、町会回覧、区民事務所・同分室、地区センターに設置のチラシをご確認ください。

▶問合せ 交通対策課交通対策担当 TEL (5246) 1288



詳しくはこちら

(墨田区)

すみだ区報(令和6年10月21日号)



都と区では、10月22日～31日を第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施期間としています。駅周辺の放置自転車は、歩行者の通行の妨げとなり、特に高齢者や障害のある方の安全な通行を困難にしています。また、救急車等の緊急車両の通行や災害時の避難・救助活動を妨げるほか、まちの景観を損なう等、社会問題にもなっています。一人ひとりが自転車利用のルールとマナーを守り、放置自転車をなくしましょう。
 [問合せ]土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

江東区 Facebook

江東区・フォローする
2024/10/20

【第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン】

『自転車の 代わりに置こう 思いやり』

放置自転車問題を広く訴えるため、関係機関等が相互に協力し、「第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を開催します。放置自転車は、歩行者や緊急車両等の通行を妨げるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。自転車の放置は絶対にやめましょう！

■日程
 10月22日(火)～10月31日(木)

■駅頭活動
 10月22日(火) 東陽町駅
 10月23日(水) 亀戸駅
 10月25日(金) 門前仲町駅
 10月28日(月) 豊洲駅

詳細は区HPで→<https://www.city.koto.lg.jp/470902/kurashi/kotsu/jitensha/29kurikyan.html>

#江東区 #放置自転車

CITY.KOTO.LG.JP
 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン
 このサイトではJavaScriptを使用したコンテンツ...

(江東区)

ホームページ



ホーム > くらし・地域 > 交通 > 自転車 > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

Twitter LINEで見る 更新日: 2024年10月3日

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

『第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン』が10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)まで行われます。

区内では、約1.7万台(令和5年度調査)の自転車等が駅周辺に放置され、歩行者や緊急車両等の通行を妨げるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。こうした中、放置自転車問題を広く訴えるため、関係機関等が相互に協力し、本キャンペーンを実施します。

公共の場所に自転車を放置すると、歩行者等の障害になり危険です。快適・安心な歩道空間づくりにご協力をお願いします。

- 放置自転車は歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。
- 高字ブロックは、目の不自由な方の歩行案内です。ふさがないようにください。
- 安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
- 駅前を美しくさせ、街の美しさを損ないます。
- 事業者は従業員や顧客の駐輪場所を確保し、駐輪場の利用を助めてください。
- 災害時の避難や、消防車、パトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。

過去のクリーンキャンペーンの様子



放置自転車とは

放置自転車とは、自転車(50cc以下の原動機付自転車を含む)の利用者が、自転車駐輪場以外の公共の場所において、自転車を離れて、直ちに移動させることができない自転車のことを言います。長い時間放置は関係ありません。

放置禁止区域とは

江東区では「自転車駐輪場が整備された地域で、自転車の放置により良好な生活環境が著しく阻害と認められる場所」(条例10条1項)を自転車放置禁止区域に指定しております。現在区内21箇所を当該区域に指定しており、区域内の放置自転車は即時撤去の対象となります。

<https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/kotsu/jitensha/kotokunai/index.html> (江東区内の放置禁止区域と自転車駐輪場)

駅頭啓発活動

～快適・安心な歩道空間づくりにご協力を～

江東区でも下記日程・場所にて、自転車の放置防止PR活動を行います。各日とも午前9時15分頃から活動を始めます。(雨天中止・小雨決行)

- 10月22日(火曜日) 東陽町駅前
- 10月23日(水曜日) 亀戸駅前
- 10月25日(金曜日) 門前仲町駅前
- 10月28日(月曜日) 豊洲駅前

(江東区)

こうとう区報(令和6年10月11日号)

江東区 LINE



江東区 X(旧Twitter)



駅前放置自転車クリーンキャンペーン
「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

駅周辺で自転車放置防止のPR活動を行いま
す。公共の場所での自転車放置は、街の美観を
損ねるだけでなく、歩行者等の障害になり大変
危険です。快適・安心な歩道
空間づくりにご協力をお願い
します。

国地域交通課自転車対策係
☎03-3647-4789
☎03-3647-9287
✉4704020@city.koto.lg.jp



実施場所	日程
東陽町駅	10/22 火
西友東陽町店	
亀戸駅	10/23 水
アトレ亀戸	
門前仲町駅	10/25 金
赤札堂深川店	
豊洲駅	10/28 月
アーバンドック ららぽーと豊洲	

放置自転車の撤去依頼や、撤去された自転車の預金など、放置自転車対策に関するお問い合わせ
を下記で受け付けています。
自転車コールセンター☎03-6659-8699(9:00～19:00)

(品川区)

広報しながわ(令和6年10月21日号)

品川区 X(旧Twitter)



有料自転車駐輪場設置駅

鉄道名	駅名
JR	大井町・大森・大崎・五反田・西大井・目黒
京急電鉄	新馬場・青物横丁・立会川・鮫洲
東急電鉄	下神明・戸越公園・中延・荏原町・旗の台・戸越銀座・荏原中延・不動前・武蔵小山・西小山
都営地下鉄	戸越・中延
東京モノレール	大井競馬場前
りんかい線	天王洲アイル・品川シーサイド

※太字の駅には区営の駐輪場があります。

品川区内の駅周辺における1日の放置台数

(5年10月調査)



目黒区駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

**目黒区 駅前放置自転車
クリーンキャンペーン**

10月22日-10月31日

実施期間

令和6年10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)までの10日間
10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)の各日中、駅前周辺に、自転車の放置禁止を呼びかけます。

放置自転車の危険点

- ・歩道をふさぎ、通行の妨げになります。
- ・急な進行を妨げ、加害を及ぼします。
- ・災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになります。
- ・まちの景観を損ないます。
- ・1台の放置自転車が、多数の放置自転車を誘発させます。

自転車の利用

- ・自転車は軽便で便利な移動手段です。安全を守る、ルールを守る、スピードを控えたいの安全運転を心がけましょう。
- ・道路の上や歩道に自転車は放置せず、駐輪場や指定された駐輪場を利用しましょう。
- ・万が一に備えて自転車保険に加入しましょう。

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します



10月22～31日に、住区・町会・自治会、区内商店街と区内官公署、駅などでキャンペーンポスターを掲示し、自転車の放置禁止を呼びかけます(コード⑤)。



自転車の路上放置は

- 道路をふさぎ、通行の妨げになります
- 歩行者が車道を通行し、危険な状態になります
- 災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになります
- まちの景観を損ないます
- 1台の放置自転車が、多数の放置自転車を誘発させます

国土管理課自転車対策係 ☎5722-9444、☎5722-9636

デジタルサイネージ掲示用メッセージ

第41回 目黒区駅前放置自転車クリーンキャンペーン ~自転車の 代わりに置こう 思いやり~



目黒区からのお願いです。路上に自転車を放置せず、駐輪場を利用しましょう!

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

自転車は便利で簡単に使いやすい移動手段です。一方で、駅前周辺に放置された自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるなど、まちの景観を損ねるなど社会問題となっています。放置自転車の状況は改善されつつあるものの、依然として駅前周辺に放置されています。放置自転車のない安全なまちをつくりましょう。皆様のご理解と協力をお願いします。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車
代わりに置こう
思いやり

キャンペーン期間

令和6年10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)までの10日間

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン広報動画

以下のURLにてご覧いただけます。(英語・ロシア語・韓国語・中国語・ベトナム語)
<https://video.suuu.metro.tokyo.lg.jp/shabidpofu.html>

10月22～31日は駅前放置自転車クリーンキャンペーン「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅周辺に放置された自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げ、まちの美観を損ねるなど社会問題となっています。自転車を止める際は駐輪場を利用し、放置自転車のない安全なまちをつくりましょう。

都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当

☎5744-1390 FAX5744-1527

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(火曜日)から31日(木曜日)を中心に、町会や商店街等の皆様、鉄道事業者の方々とともに広報活動を行います。

統一標語「自転車の代わりに置こう 思いやり」

放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動を妨害したり、災害時の障害物にもなります。

自転車の放置はやめましょう

1 駐輪場・レンタサイクル等を利用しましょう

月ごめ・日ごめ・時間ごめの駐輪場やレンタサイクルポート、民間シェアサイクルなどを目的に応じてご利用ください。

2 自転車の整理誘導にご協力願います

放置自転車の多い区内14駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置防止の呼び掛け等を行っています。

3 放置自転車は撤去します

区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。
禁止区域に放置された自転車等は撤去します(撤去・保管料 自転車3,000円、原付4,000円)。

4 私有地の放置自転車について

区では対応できません。私有地に放置された自転車等は、その土地の所有者の方による対応をお願いしております。

「放置」の定義

放置自転車は、時間の長短や目的に関わらず禁止されています。くれぐれもご注意ください。

自転車の盗難に注意(鍵をかけましょう)

自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも、必ず鍵をかけましょう。

1 盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。

2 自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署・交番へ届け出て下さい。

3 撤去前までに警察へ盗難の被害を届け出ていると、撤去・保管料が免除されます。

関連リンク

> 放置自転車対策

このページについてのお問い合わせ先

土木部 交通安全自転車課

☎ 電話番号 03-6432-7966

☎ ファクシミリ 03-6432-7996

📍 所在地 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎内

区のおしらせ せたがや(令和6年10月1日号)

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22～31日を中心に、広報活動を行います。

「自転車の代わりに置こう 思いやり」 放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動妨害や防災面での危険物となります。

自転車の放置は時間の長短や目的にかかわらず禁止です

●駐輪場やレンタサイクル等を利用しましょう

月ごめ・日ごめ・時間ごめの駐輪場やレンタサイクルポート、民間シェアサイクルを目的に応じてご利用ください。

●自転車の整理誘導にご協力をお願いします

放置自転車の多い区内12駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置防止の呼び掛け等を行っています。

●放置自転車は撤去します

区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。区域内外を問わず、放置自転車等は撤去します(撤去・保管料=自転車3000円、原付4000円)。

●私有地の放置自転車


私有地に放置された自転車等は、土地の所有者による対応となります。

自転車の盗難に注意(鍵をかけましょう)

盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも必ず鍵をかけましょう。自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署や交番へ被害届を提出してください。撤去前までに届け出がされている場合は、撤去・保管料を免除します。



☎交通安全自転車課 ☎6432-7968 ☎6432-7996



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンに関するページです。

更新日: 2024年10月25日

キャンペーン統一標語 ↓ 実施期間 ↓

区内では、1.6万台を上回る(令和5年度調査)自転車等が駅周辺に放置され、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、街の美観を損なっています。また、放置自転車の処理には、たくさんの税金が使われており、見過ごすことのできない社会問題です。自転車は駐輪場や決められた場所に置きましょう。

キャンペーン統一標語

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

- 放置自転車は歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。
- 点字ブロックは、目の不自由な方の歩行案内です。ふさがないようにください。
- 安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
- 駅前を雑然とさせ、街の美しさを損ないます。
- 災害時の避難、消防やパトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。
- 事業者は従業員や顧客の駐輪場を確保し、駐輪場の利用を助めてください。

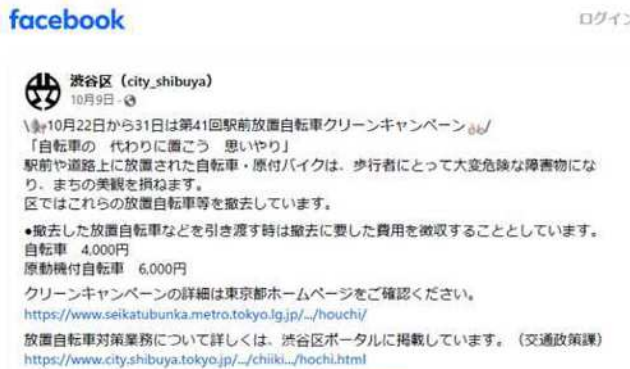
実施期間

令和6年10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)まで



渋谷区 Facebook

渋谷区 X(旧Twitter)



facebook ログイン

渋谷区 (city_shibuya) 10月9日 · 🌐

📅10月22日から31日は第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン📅
「自転車の 代わりに置こう 思いやり」
駅前や道路上に放置された自転車・原付バイクは、歩行者にとって大変危険な障害物になり、まちの美観を損ねます。区ではこれらの放置自転車等を撤去しています。

- 撤去した放置自転車などを引き渡す時は撤去に要した費用を徴収することとしています。
自転車 4,000円
原動機付自転車 6,000円

クリーンキャンペーンの詳細は東京都ホームページをご確認ください。
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/~/houchi/>
放置自転車対策業務について詳しくは、渋谷区ポータルに掲載しています。(交通政策課)
<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/~/chiiki.../hochi.html>



渋谷区 @city_shibuya

【お知らせ】第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンが10月22日(火)から31日(木)まで実施されます。放置自転車は歩行者にとって障害物になり、街の美観を損ねる要因となっています。マナーを守り、放置自転車はやめましょう。(交通政策課) 詳しくは東京都HPで。
seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/ko...

12:00 · 2024/10/09 · 1960 回表示



しづや区ニュース(令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

キャンペーン期間 10月22日(火)～31日(木)

駅前や道路上に放置された自転車・原動機付自転車は、歩行者などの通行の妨げとなります。また、まちの美観も損ねるため、放置するのはやめましょう。区ではこれらの放置自転車などを撤去しています。また、撤去した自転車などの受け取りには、撤去手数料がかかります。

自転車 4,000円 原動機付自転車 6,000円

交通政策課 交通政策係

☎03-3463-1854 ☎03-5458-4908



▲区ポータル

渋谷区コールセンター(総合案内) ☎03-3463-1211)の受付は、月～金曜日8:30～



区民生活向上・文化振興 | Multilingual | 子育てにほほ | 防災・安全情報 | 休日・救急診療 | 目的別検索

子育て・教育 < 暮らし・手続き 健康・福祉 まちづくり 区政情報

トップページ > まちづくり > 交通 > 自転車・バイク > 令和6年度駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

ページID : 541156233

令和6年度駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

更新日：2024年10月22日 | 印刷 | シェア | ポストする

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

放置自転車は、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の景観を損ねるなど大きな社会問題となっています。この問題をより広く区民に訴え、解決を図るため、首都圏で一斉に「第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。

近距離の移動に関してはなるべく自転車の利用を控え、自転車をご利用になる際は、各駅周辺にある自転車駐車場をご利用ください。一人ひとりがルールとマナーを守り、安全で住みよいまちにしましょう。

放置自転車
利用者が自転車から離れてすぐに移動させることのできない自転車を指します。置いてある時間は関係ありません。

都内では、年々減少しているものの、未だに約1万8千台(令和4年度調査)もの自転車等が放置されています。

期間

10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)までの10日間

中野区での実施内容

1. 広報啓発活動
放置自転車問題を広く区民に訴えるため、関係機関等の協力を得てポスターの掲示などの広報活動を実施します。
その一環として毎年1か所、区内の駅周辺にて駅頭キャンペーンを行っています。今年度は中野駅周辺で、10月22日(火曜日)午前9時30分から、地域の皆さんと協力して自転車放置の防止を呼びかけます。
2. 駅周辺の放置自転車撤去等
放置自転車が多い、区内の各規制区域において放置自転車の即時撤去を行います。

実施機関・参加予定期間

主催
中野区
参加・協力予定機関
地元町会・商店会、中野・野方交通安全協会、中野警察署、野方警察署、東京都第三建設事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東京都交通局、東京都第三建設事務所等

お問い合わせ

このページは [都市基盤部](#)、[交通政策課](#)が担当しています。

自転車・バイク

> [中野区とアイキューノフィア株式会社が自転車シェアサービスに関する協定を締結しました](#)

> [通勤や小売の配達、不具合を1日で修理できます](#)

> [自転車対策係・自転車専用駐車場の整備利用申請を受け付けます。\(令和6年度\)](#)

> [交通\(バス・自転車駐車場・区役所駐車場・駐車場整備助成等\)](#)

> [中野区シェアサイクル](#)

> [自転車駐車場の利用案内](#)

> [「自動・緑車用駐車場整備助成」事業のご活用を](#)

> [自転車駐車場の設置補助について](#)

> [バイクの登録・廃車](#)

> [自転車の盗難にご注意ください](#)

> [放置自転車の撤去・保管・返還](#)

情報が見つからないときは

なかの広報
(令和6年10月5日号)

10月22日～31日は駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車対策係/9階
☎(3228)5561 FAX(3228)5668

放置自転車は、緊急車両や災害時避難の通行を妨げる危険な障害物となります。自転車は自転車駐車場に置きましよう。

放置自転車のない安全で住みよいまちにするために、ご協力をお願いします。

ページ番号1096340 更新日 令和6年10月15日

このキャンペーンは、多くの区民等に放置自転車問題を広く訴え、放置防止への理解と協力を得るため、東京都、都内区市町村および関係機関が協力して昭和59年から行っているもので、今年で41回を迎えます。

杉並区内における令和6年度のキャンペーンでは、JR高円寺駅・JR阿佐ヶ谷駅・丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅周辺において自転車の放置防止を呼びかける啓発活動を実施します。また区出先機関、区内掲示板、区営の自転車駐車場、集積所等においてはポスター掲示等を行います。引き続き、放置自転車のない安全で住みやすいまちをつくるために、自転車駐車場の利用にご協力をお願いします。

日程：令和6年10月22日(火曜日)から31日(木曜日)まで

自転車の「放置」とは

自転車をとめている時間の長短や理由にかかわらず、道路などの公共の場所において、「自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態」をいいます。

なぜ、自転車の放置はいけないの？

歩道や車道に放置された自転車は、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者や他の車両の通行の妨げとなり、接触・転倒による事故等につながる可能性があります。特に、高齢の方や障害のある方、小さなお子さん連れの方に対して、放置自転車は障害物となります。また、災害時に緊急車両の通行を妨げ、救護・救助活動の遅滞や妨害となる恐れがあります。

放置自転車の撤去等について

自転車が大量に集まる駅周辺は、自転車放置禁止区域に指定されています。放置禁止区域内に放置された自転車は、警告後も移動がない場合、置いていた時間・理由にかかわらず随時撤去します。ガードレールなどに固定している自転車は、チェーン錠などを切断して撤去します。放置禁止区域外(私道・私有地を除く)の放置自転車も、区民の良好な生活環境が阻害されている場合は、警告後撤去します。撤去した自転車は集積所で保管し、返還には撤去費用5,000円等が必要です。撤去日の翌日から30日間を経過しても引き取りがない場合は、条例に基づき自転車を処分します。詳細は、自転車活用推進係へお問い合わせください。

自転車駐車場をご利用ください

通勤、通学、買い物等で自転車を利用して駅周辺に来たときは、自転車駐車場のご利用をお願いします。上井草北、高井戸北、方南町東、久我山北、高円寺北、新高円寺地下、狭窪東地下、西永福北、西永福南第一、西永福南第二、南阿佐ヶ谷第三の各区営自転車駐車場では、入庫から1時間まで無料で利用できるスペースもご用意しています。また、ほとんどの駅周辺には民営自転車駐車場があり、無料時間を設けている駐車場もありますので合わせてご利用ください。

詳細は、以下リンク先をご覧ください。

[すざナビ「自転車駐車場等」\(杉並区公式電子地図サービス\)\(外部リンク\)](#)

民営自転車駐車場育成補助金の交付

区では、自転車駐車場の設置を促進するために、区の整備のほか、民営自転車駐車場(バイク駐車場を含む)の設置・運営に対する助成制度があります。詳細は、自転車駐車場係へお問い合わせください。

自転車の代わりに置こう 思いやり

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

このキャンペーンは、放置自転車問題を広く訴え、放置防止への理解と協力を得るため、都と区市町村および関係機関が協力して行っているものです。放置自転車の防止にご協力をお願いします。

—— お問い合わせは、都市整備部管理課自転車活用推進係 ☎5307-0735へ。

10月22日火～31日木

なぜ、放置自転車はいけないの？

放置自転車は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなり、接触・転倒による事故などにつながる恐れがあります。また、発災時の緊急車両の通行を妨げ、救護・救助活動を遅滞・妨害する恐れもあります。

放置自転車の撤去

駅周辺などの放置禁止区域内に放置された自転車は、警告後も移動がない場合、置いていた時間・理由にかかわらず随時撤去します。放置禁止区域外(私道・私有地を除く)でも、区民の良好な生活環境が阻害されている場合は、警告後に撤去します。

撤去した自転車は、集積所で保管します。返還には撤去費用5000円などが必要です。撤去日の翌日から30日間を経過しても引き取りがない場合は、条例に基づき処分します。

自転車駐車場をご利用ください

一部の区立自転車駐車場には、入庫から1時間まで無料で利用できるスペースもあります。また、無料時間を設けている民営自転車駐車場もあります。詳細は、区公式電子地図サービス「すざナビ」(右2次元コード)または「杉並区自転車駐車場のご案内」(区民事務所で配布)をご覧ください。



民営自転車駐車場育成補助金の交付

区では、自転車駐車場の設置促進のために、民営自転車駐車場(バイク駐車場を含む)の設置・運営に対する助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。☎都市整備部管理課自転車駐車場係 ☎5307-0663



広報すぎなみ (令和6年10月15日号)

(豊島区)

広報としま(令和6年10月21日号)

警告チラシ

自転車の放置はやめましょう

路上に放置された自転車などは、特に高齢者や障害者などの歩行、事故や火災時の救助活動の妨げになります。

区では駅周辺の「放置禁止区域」に置かれた自転車などに警告札を貼付し、その後移動されなかったものを撤去しています。チェーン錠などで固定されている場合は、撤去の際に切断します。撤去した放置自転車などは「放置禁止区域」ごとに指定された保管所に搬送し、所有者がわかる場合は撤去と返還に関する「はがき」を送付します。

☎放置自転車対策グループ ☎03 - 3981 - 2169

撤去した放置自転車などに関する問い合わせ

自転車コールセンター ☎03 - 5986 - 2400

受付時間	平日……………午前9時30分～午後8時30分 (水曜日は午前8時30分～午後5時15分) 日曜日、祝日…午前10時30分～午後4時30分 ※休業日…土曜日(祝日の場合も休業)、12月29日～1月3日
受付内容	①放置自転車撤去の有無の照会 ②撤去自転車保管場所と返還方法の案内

撤去した放置自転車などの返還には撤去保管手数料が必要ですが

●自転車…5,000円 ●原動機付自転車…8,000円

盗難にあつたら、すぐに警察に被害届を提出してください

盗まれた自転車などが撤去された場合、撤去の前日までに警察に被害届が提出されていないと、撤去保管手数料は自転車などの所有者の負担となります。

◆保管所の返還時間…水曜日を除く平日/午前11時～午後8時30分、

日曜日、祝日/午前10時30分～午後4時30分

◆休業日…毎週水・土曜日(祝日の場合も休業)、12月29日～1月3日

自転車の代わりに置こう 思いやり

☆撤去保管手数料
自転車 5,000円
原動機付自転車 8,000円
お問い合わせ：豊島区土木管理課
電話：(3981)2169

④③ ②①
お店の前に置けば、災害時の救助活動の妨げとなります。
歩行者の通行の妨げになります。
点字ブロックを塞ぎ障害者の方が困ります。

放置自転車は多くの人の迷惑になります！
なりませぬ！

自転車 放置 禁止

放置自転車は 撤去します！！

(北区)

北区ニュース (令和6年9月20日号)

自転車の代わりに置こう 思いやり

～秋の駅周辺放置自転車追放クリーンキャンペーン～

☎自転車コールセンター ☎(3908)1232 土木管理課自転車対策係 ☎(3908)9218

通勤や通学、買い物など、数分から数時間置かれた自転車が「放置自転車(※)」として社会問題になっています。

自転車は、環境に優しく手軽で便利な乗り物ですが、路上に放置されると、歩行者の通行障害となり、特に車イスの方や目の不自由な方などにとっては、わずかな時間でも大変危険なものとなります。また、交通事故の原因や、災害の際に避難、消防活動等の妨げにもなりかねません。

期間中は、自転車駐車場利用の呼びかけを行うとともに、駅周辺の放置自転車撤去作業を強化します。ワイヤー錠などで公共物に固定されている場合は、切断して撤去します。切断したものについては責任を負いません。撤去された自転車を引き取る際には移送手数料として5,000円がかかります。 ※放置自転車とは…利用者が置かれていてだたに移動できない状態の自転車のこと。

日程	日
十条駅周辺	9月26日(木)～29日(日)
田端駅周辺	10月3日(木)～6日(日)
駒込駅周辺	10月10日(木)～11日(金)
赤羽駅周辺	10月17日(木)～20日(日)
王子駅周辺	10月24日(木)～27日(日)



各移送場所返還日
(いずれも祝日・年末年始を除く)

月～土曜…
午前10時30分～午後7時

日曜…
午前10時30分～午後4時

区では、クリーンキャンペーン期間中以外も、平日と同様に土日放置自転車撤去を行っています。なお、今回のクリーンキャンペーンより放置自転車の撤去を更に強化いたします。自転車を放置せず、自転車駐車場をご利用ください。

自転車の返還場所

- 十条駅周辺自転車移送場所(十条駅周辺での移送先)
【所在地】十条5-14先
- 赤羽西口自転車移送場所(赤羽駅西口周辺での移送先)
【所在地】赤羽西口4-1-3
- 赤羽南口自転車移送場所(赤羽駅南口・南口周辺での移送先)
【所在地】赤羽南口6-1-2B
- 駒込自転車移送場所(王子・田端・駒込駅周辺での移送先)
【所在地】駒込2-2B
- 赤羽南口自転車移送場所
【所在地】赤羽南口から徒歩約10分
- 王子駅周辺自転車移送場所
【所在地】王子駅から徒歩約20分



トップページ > 自転車・コミュニティバス・交通 > 放置自転車 > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日：2024年10月9日

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

荒川区では、「放置自転車禁止区域」を定め、放置自転車等の撤去を行っております。

令和6年10月22日（火曜日）～10月31日（木曜日）においては、首都圏一斉の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、放置自転車への啓発・撤去を重点的に行います。

駅前や道路に自転車等を放置すると、歩行者、目の不自由な人や車いすの通行の妨げになると同時に、まちの景観を損ねます。また、強風などで倒れたり、人がつまずいたりする原因になるなど大変危険です。自転車や原付バイクは決められた場所に駐輪しましょう。



[第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン～自転車の代わりに置こう思いやり \(PDF: 5.85KB\)](#)

放置自転車

撤去された自転車の返還方法

放置自転車対策

放置自転車でお困りの方

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10/22～31は 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン



路上の放置自転車は歩行者や車両の通行、災害時の緊急活動の妨げになります。自転車駐車場を利用しましょう。

問合せ 自転車対策係 ☎5984-1993

関連イベント 自転車ルールとマナー講習会

▶対象:小学4年生以上 ▶日時:11月4日(休)午後1時～3時
▶場所:大泉自動車教習所(東大泉6-34-1) ▶定員:80名(先着順)
▶申込:10月28日(休)までに練馬西法人会ホームページまたは電話で同会 ☎3923-7272



放置禁止区域内の放置自転車などは撤去します

駅周辺を中心に放置禁止区域を指定しています。区域内に放置された自転車や50cc以下の原動機付自転車は、ガードレールなどに固定していても、チェーン錠などを切断し、置いていた時間・理由にかかわらず撤去します。

撤去された自転車などは1カ月以内に引き取りを

撤去日の翌日から1カ月間は集積所で保管し、1カ月を経過しても引き取りがない場合は法令に基づき処分します。返還時に撤去手数料が掛かります。返還場所や引き取りに必要なものは、お問い合わせください。

▶問合せ:自転車問い合わせセンター ☎3993-5100

盗まれたらすぐに盗難届の提出を

盗まれた自転車が放置された場合でも、撤去手数料が掛かりません。ただし、撤去日の前日までに盗難届が受理された場合は、手数料が免除されます。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン



ページ番号1053956 更新日 2024年9月21日

印刷 大きな文字で印刷

令和6年度 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】

期間 10月22日（火曜日）から10月31日（木曜日）まで

【駅前街頭広報活動 実施予定】

- ・大山駅前 令和6年10月8日（火曜日） 午前8時00分から午前8時30分まで
- ・成増駅前 令和6年10月25日（金曜日） 午前8時00分から午前8時30分まで

※雨天時は中止および時間を短縮する場合があります。

放置自転車の防止を呼びかける啓発チラシ、ティッシュペーパーの配布を予定しています。

自転車の 代わりに置こう 思いやり

区では、区内の各駅周辺を、自転車・原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。駅前で自転車などの放置防止の呼びかけを行うとともに、放置自転車などの撤去を実施しています。

大勢の人に迷惑をかけています

- ・歩道をふさぎ、歩行者の通行を妨げます。特に障がいのある方、幼児、高齢者などにとっては、とても危険な障害物となります。
- ・救急、緊急活動や災害時の避難時の妨げとなります。
- ・駅前を雑然とさせ、街の美観を損ねるばかりでなく、自転車盗難などの原因となります。

放置とは駐輪時間の長さとは関係ありません

放置とは、自転車などの利用者が、自転車などから離れ、直ちに動かせない状態にあることで、駐輪時間の長さとは無関係です。

防犯登録をしましょう

自転車の防犯登録は法律によって義務付けられています。

ルールを守りましょう

自転車は環境にやさしい便利な乗り物ですが、ルールを守らないと大変迷惑な乗り物になってしまいます。自転車はルール、マナーを守って利用しましょう。また、健康のためにも自宅から駅まで近い方は歩きましょう。

自転車などの撤去について

ガードパイプや標識などにチェーン錠などでつないである場合、チェーン錠などは切断して撤去します。なお、切断したチェーン錠などの弁償はしません。

撤去手数料＝自転車1台4,300円、原動機付自転車1台6,600円

10月22日～31日 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

区では、区内の各駅周辺を、自転車・原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。キャンペーンでは、ポスター・ちらしなどによる広報活動や、10月8日(火)に大山駅・25日(金)に成増駅で放置防止の呼びかけを行います。また、放置自転車などの撤去を実施します。

放置自転車は大勢の人に迷惑をかけています

- 歩道をふさぎ、歩行者の通行を妨げます。特に、障がいがある方・幼児・高齢者などにとっては、大変危険な障害物です
- 救急・緊急活動や災害時の避難の妨げとなります
- 駅前を雑然とさせ、街の美観を損ねるばかりではなく、自転車盗難などの原因となります

放置とは駐輪時間の長さとは関係ありません

放置とは、自転車などから利用者が離れ、直ちに動かせない状態にあることで、駐輪時間の長短とは無関係です。

放置自転車などの撤去

ガードパイプ・標識などにチェーン錠などでつないである場合は、チェーン錠などを切断して撤去します。＊チェーン錠などの弁償不可

▶撤去手数料＝自転車 1台4300円・原動機付自転車 1台6600円

ルールを守りましょう

自転車は便利な乗り物ですが、ルールを守らないと大変迷惑な乗り物になります。ルール・マナーを守りましょう。＊自転車の防犯登録は、法律によって義務付けられています。＊安全のため自転車用ヘルメットをかぶりましょう。着用は努力義務です。

問合せ

土木計画・交通安全課自転車対策係
☎3579-2517

広報いたばし
(令和5年9月2日号)



駐輪対策係
☎03-5662-1997

「自転車の代わりに置こう 思いやり」のスローガンの下、10月22日(火)～31日(木)に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。自転車を駐輪するときには区営駐輪場などを利用し、駅前の放置自転車ゼロを目指しましょう。

【場所】京成江戸川駅を除く区内全11駅駐輪場

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

そこに置かないで！ 自転車は駐輪場へ

駐輪禁止

自転車は目的地の目の前まで移動できる便利な乗り物ですが、置く場所によっては道かに迷惑をかけてしまいます。自転車は、駐輪場や決められた場所に正しく置きましょう。
【担当課】 交通政策課 ☎03・5654・8386

自転車を放置すると…

歩行者の通行障害
点字ブロックや歩道をふさぎ、歩行者や車イス、ベビーカーなどの通行の妨げになります。

自転車の通行障害
安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。また、路側帯は歩行者用通路です。駐輪してよい場所ではありません。

防災上の問題
災害時の避難、緊急車両の通行の妨げになります。

まちの美観低下
駅前や道路を雑然とさせ、まちの美しさを損ないます。

放置自転車をなくすためには事業者の協力も必要です
各事業者の皆さんは、従業員や顧客が施設周辺の公道に自転車を置くことがないよう、駐輪場所の確保や駐輪場への誘導をしてください。

放置自転車整理区域内の公道にある放置自転車は撤去します

放置自転車整理区域内の公道に自転車を放置した場合、警告後1時間以上経過した自転車は撤去し、下表の自転車保管所に移送します。なお、チェーンなどでガードパイプなどに自転車を係留している場合は切断し撤去します。

撤去後、1～2週間程度で防犯登録時の住所にハガキで通知します。撤去された自転車の引き取りには3,000円の手数料が必要です。自転車は1カ月間保管し、引き取りのない場合は処分します。

自転車保管所	放置自転車整理区域	曜日日時 (12/29～1/3は休業)
新小岩保管所 (新小岩1-5先) ☎03-3651-4966	新小岩駅周辺	毎日午前9時～午後7時
高砂保管所 (高砂7-7-8) ☎03-5699-1986	亀有・青砥・京成高砂駅周辺	▶月～土曜日 (祝日を除く) 午前9時～午後6時 ▶日曜日・祝日 午後1～6時
四ツ木保管所 (東四ツ木3-23先) ☎03-3693-4154	お花茶屋・堀切葛西園・京成立石・四ツ木・綾瀬駅周辺	
新柴又保管所 (柴又5-29-15) ☎03-5668-0241	金町・柴又・新柴又駅周辺	

撤去自転車については、コールセンター(☎03-5856-5055/毎日24時間)または各自自転車保管所へお問い合わせください。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
10月22日(火)～31日(休)は、キャンペーン期間です。
東京都HPからPR動画をご覧になれます。

八王子市広報 X(旧Twitter)

八王子市広報 @hachioji_koho

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】
10月31日まで、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。
八王子観光PR特使や帝京大学のサークル「あめんぼ〜ず」と協力して活動しています。

▼詳しくはこちら
city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/0...

八王子市広報

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】
10月31日まで、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。
スローガンは、「自転車の 代わりに置こう 思いやり」。
自転車で出かける際は、お近くの駐輪場をご利用ください。

今年度は、八王子観光PR特使のチャーリー橋崎さんと帝京大学ボランティアサークル「あめんぼ〜ず」と一緒に、PR動画を制作しました。また、八王子観光PR特使「東京八王子ビートルズ」と協力して発売活動を行っています。

▼詳しくはこちら
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/001/004/p032796.html>

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】を実施！
10月31日まで、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。
スローガンは、「自転車の 代わりに置こう 思いやり」。
自転車で出かける際は、お近くの駐輪場をご利用ください。

今年度は、八王子観光PR特使のチャーリー橋崎さんと帝京大学ボランティアサークル「あめんぼ〜ず」と一緒に、PR動画を制作しました。また、八王子観光PR特使「東京八王子ビートルズ」と協力して発売活動を行っています。

▼詳しくはこちら
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/001/004/p032796.html>

※この情報は「市政一般」として配信しています。

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン
八王子市は、市民生活の向上と地域の活性化を図るため、自転車利用の促進と、自転車の安全な利用を促すことを目的として、毎年10月31日まで、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。

(八王子市)

ホームページ



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン(令和6年度実施)

更新日:令和6年11月8日 ページID: P0912796

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」
第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン※終了しました

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました

東京都では、毎年10月下旬に放置自転車防止啓発のキャンペーンに取り組みます。八王子市もこの取り組みに参加しており、令和6年度も10月22日から10月31日の間、国や東京都及び関係機関・団体と連携して駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました。結果にも、自転車等で出かける際には自転車を利便し、存じやまいちつくりへの協力をお願いします。



実施の様子

実施期間

令和6年(2024年)10月22日(火)から10月31日(木)まで



キャンペーンポスター(東京都作成)

八王子市公式チャンネル YouTube



【第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン】PR動画を製作しました！(八王子市)
八王子市公式チャンネル
チャンネル登録 5090人

実施内容

- 八王子観光PR特使の協力による広報活動(詳細は下記参照)
- 市内の自転車駐車施設における市内自転車駐車マップの掲示及びキャンペーン告知
- 市施設(一部)における市内自転車駐車マップの配布
- 各施設(民間事業者を含む)における広報ポスターの掲示
- 自転車駐車場の呼びかけの強化
- 放置自転車のパトロールの強化
- SAS等を活用した広制

八王子市独自の取り組み(1) 動画製作



八王子観光PR特使であるチャーリーご崎さんと筑波大学ボランティアサークル「あの人ほへず」と協力し、八王子市オリジナルの動画を製作しました。上記のPR動画に加え、キャンペーン終了後も放置自転車の防止を行うための動画制作やSASでの情報発信などを行っています。



チャーリーご崎さん



出演から「あめんぼーず」の2人、チャーリー碓崎さん、八王子市交通安全PRキャラクター「あんぷりくん」

八王子市独自の取り組み(2) コラボ啓発品配布

八王子を本拠地として活動するプロバスケットボールチームであり八王子観光PR特使の「東京八王子ビートルズ」にご協力をいただき、試合会場にて本キャンペーンの事前広報活動を実施しました。また、交通事業課窓口や八王子観光コンベンション協会にて、コラボカードを配布しました。このカードはトレインズの試合を2階自由席にて無料で観戦できる招待券となっております(当日2階自由席が満席となった場合、入場制限がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください)。この招待券は、令和6年12月14日までのホームゲームにて使用できます。試合情報やチケットの購入等については、[東京八王子ビートルズ公式サイト](#) (外部リンク) をご確認ください。



東京八王子ビートルズ



試合会場での事前広報活動の様子

広報はちおうじ
(令和6年10月1日号)

■期間にあわせ、さまざまな取組も、八王子観光PR特使である、チャーリー碓崎さんと東京八王子ビートルズと協力し、自転車などの放置防止を呼びかける取組を行います。開催日時など、詳しくは市のホームページ(下の二次元コード)からご覧ください。



■駅前放置自転車
10月22～31日に「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。路上に放置された自転車は、視覚に障害のある方や車いすを使用する方などの通行の妨げとなり、大変危険です。自転車でお出かけの際には、近くの駐輪場をご利用ください。各駅周辺の自転車等放置禁止区域内の路上に置かれた自転車などは、即時撤去の対象となります。返還には手数料(自転車3千円、原動機付自転車5千円)が必要です。問い合わせは交通事業課(☎620・7257)へ。

駅前放置自転車
クリーンキャンペーン

東京都クリーンキャンペーン広報動画「自転車の代わりに置こう思いやり」



関連リンク

- 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン (東京都ホームページ) (新しいウィンドウが開き、本サイトを離れます)
- 東京八王子ビートルズ公式サイト(新しいウィンドウが開き、本サイトを離れます)
- 帝京大学ボランティアサークル「あめんぼーず」公式X (旧Twitter) (新しいウィンドウが開き、本サイトを離れます)
- 帝京大学ボランティアサークル「あめんぼーず」公式Instagram (新しいウィンドウが開き、本サイトを離れます)
- 八王子観光PR特使とは (チャーリー碓崎さん) 観光情報サイトに「こうよ八王子・高尾山」(新しいウィンドウが開き、本サイトを離れます)

このページに掲載されている情報のお問い合わせ先

道路交通部交通事業課 (自転車対策担当)
〒192-8501 八王子市本郷町二丁目24番1号
電話: 042-620-7257 ファックス: 042-626-3137

お問い合わせメールフォーム

東京八王子ビートルズとのコラボ啓発品

路上への自転車等の放置は撤去対象です

車いすやベビーカー、お体の不自由な方の通行の妨げになります。

引取には…
自転車 3000円
バイク 5000円
必要です!

↑駐輪場の情報はここから

正しく自転車に乗り、快適な街にしましょう 八王子市交通事業課

交通安全PRキャラクター「あんぷりくん」

第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号1022732 更新日 2024年10月31日

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

令和6年度 第41回

東京都及び都内市区町村は、放置自転車問題を広く解決、放置防止の行動につなげてもらうため、関係機関と連携・協力して、「第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

期間

令和6(2024)年10月22日(火曜日)～10月31日(木曜日)

立川市の取組

立川駅前周辺の理髪店等周辺活動(理髪店、美容、交通安全協会、立川市)

ポスター等の掲示(駅前周辺施設、関係機関)



駅前実施状況

広報たちかわ(令和6年10月25日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(火)～31日(木)、都内全域で一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが行われます。その一環として、JR立川駅南北の商店街などと協働で、期間中にポスター等を掲示するほか、JR立川駅周辺で自転車の放置防止を呼び掛けます。交通対策課自転車対策係・内線2285



自転車の代わりに置こう思いやり 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号1005386 更新日 2024年10月12日

都内の各駅周辺には、大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど大きな社会問題となっています。本市でも10月22日(火曜日)から31日(木曜日)の間、関係機関等と相互に協力して、放置自転車問題を広く市民の皆さまに周知するため、自転車の適正利用の啓発及び放置自転車の撤去を重点的に実施します。

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

実施期間	10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)まで
実施場所	武蔵野市内3駅周辺含む都内
実施内容	放置自転車等に対する啓発、撤去



駅前放置自転車クリーンキャンペーン(東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部)(外部リンク)

【第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン啓発動画】(東京都公式動画チャンネル)(外部リンク)

放置自転車が引き起こす問題



平成6年の吉祥寺駅周辺の様子

放置自転車は様々な弊害をもたらします。自転車をご利用される際は、公共自転車駐車場等をご利用ください。

(1)歩行者・車椅子等の通行の妨げになり大変危険です

放置自転車は高齢者や小さなお子さま、障害をお持ちのかたにとって大変危険です。特に視覚障害をお持ちのかたにとっては、点字ブロック上に放置自転車があると、非常に危険かつ迷惑となります。

(2)災害時に避難・救出活動を妨げます

路上に放置自転車があると、災害時に緊急車両が通行できなくなるため、救出活動の妨げになります。また、ストレッチャーでの搬送時間も長くなるため、傷病者への処置など影響が懸念されます。

(3)まちの景観を損ねます

放置自転車は著しくまちの景観を損ねます。誰もが歩いて楽しいまちづくりにご協力をお願いします。

(武蔵野市)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の適正利用啓発・放置自転車撤去を都内全域で重点的に実施
放置自転車は、歩行者・車いすなどの通行の妨げになり大変危険です。また、災害時に避難・救出活動を妨げるほか、まちの景観を損ねます。引き続き、一人ひとりが自転車を放置しない、安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします。市内の3駅には1日約2万3000台もの自転車が乗り入れています。公共交通機関も併せてご利用ください。

▶日程：10月22日(火)～31日(木)▶問：交通企画課☎60-1860



平成6年の吉祥寺駅周辺



現在の吉祥寺駅周辺

市報むさしの
(令和6年10月15日号)

(三鷹市)

ホームページ

令和6年度駅前放置自転車クリーンキャンペーン

作成・発信部署：都市再生部 都市交通課

公開日：2024年10月4日 最終更新日：2024年10月4日

自転車は駐輪場にとめましょう！

10月22日(火曜日)から31日(木曜日)まで「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

三鷹市では、放置自転車対策について、自転車等放置禁止区域の設定や駐輪場の整備など、さまざまな取り組みを行っていますが、この期間中は駅前の放置自転車の撤去体制を強化します。



自転車等放置禁止区域内に自転車が放置されている様子
(画像クリックで拡大 32KB)

安全で快適な歩行を実現する取り組み

適正に駐輪場を利用いただけるよう、市内各駅周辺に駐輪場を整備しています。一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車のない安全で快適なまちづくりにご協力ください。

駐輪マナーを守ってください

自転車の放置は街の美観を損ねるだけでなく、以下のような安全性にも影響を及ぼします。

1. 身体の不自由な高齢者や歩行者が歩みにくくなり大変危険です。
2. 安全でスムーズな車の通行の妨げとなり、交通渋滞を招きます。
3. 災害時の避難や、消防車の消火・救助活動の妨げとなります。

駐輪マナーを守らない場合

自転車等放置禁止区域内の歩道・車道等に放置している自転車や50cc以下の原動機付自転車は、「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき撤去します。

マナー啓発・周知活動

三鷹市ではクリーンキャンペーン期間中、三鷹警察署と合同で中央通り及び三鷹台駅周辺での街頭マナー啓発活動を予定しています。

広報みたか
(令和6年10月6日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(火)～31日(木)の期間中、放置自転車の撤去を強化します。自転車を放置すると、まちの美観を損ねるだけでなく、通行の妨げになり、災害時の避難や消防車の消火・救助活動にも支障を来します。駐輪マナーを守って、快適なまちづくりにご協力ください。

☎都市交通課☎29-9709

(青梅市)

ホームページ

- ・放置自転車は歩行者や乗車者等の通行の妨げになります。
- ・歩道ブロックは、目の不自由な方が歩行困難です。ふさがないでください。
- ・安定でスムーズな歩道の通行を妨げ、危険を招きます。
- ・駅前を美しく、街の美しさを損ないます。
- ・歩行者は従業員や顧客の駐輪場を確保し、駐輪場の利用を妨げてはいけません。
- ・災害時の避難や、消防車、パトカーなどの緊急車両の通行の妨げになります。



マナーを守ってみんなが住みやすい街に

自転車やバイクは便利な交通手段ですが、「わずかな時間差から」「みんなも着いているから」と同じタイミングで放浪が、他の人の迷惑となります。マナーを守って、住みやすい街にしましょう。

関連リンク

- ・東京都建設局交通安全課外部リンク

青梅市 LINE



(府中市)

ホームページ

広報ふちゅう(令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(火曜日)から10月31日(木曜日)に、駅周辺の放置自転車をなくすため、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、市では、自転車の放置禁止を呼び掛けます。

放置自転車は、歩行者、特に障害のある方や高齢者の安全な通行の妨げになります。また、災害時の避難や緊急時の交通を妨げるほか、景観を損なうなど様々な弊害をもたらします。

特に夜間は、「1の1台くらならぬ」という気持ちで、放置自転車を増加させ、多くの人に迷惑をかけています。自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。

駅周辺での呼び掛け

日時

- ・府中駅 10月23日(水曜日)、25日(金曜日)
- ・分府河原駅 10月24日(木曜日)

注記：時間は午後5時から予定/雨天中止

10月22日(火)から31日(木) **自転車の代わりに置こう おもいやり**

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(火)から31日(木)に、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施され、市では、自転車の放置禁止を呼び掛けます。自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。

放置自転車の主な弊害 ●障害のある方や高齢者の安全な通行を妨げる ●災害時や緊急時の交通を妨げる ●景観を損なう

駅周辺での呼び掛け 10月23日(水)・25日(金) 府中駅、10月24日(木) 分府河原駅 午後5時から/雨天中止

放置自転車の撤去 市内13駅に設置している自転車放置禁止区域内に放置された自転車は、条例により撤去し、市庁24所の自転車保管所で保管します。引取りの際は、撤去料・保管料を徴収します。放置自転車は公共の場として整備されている場合は、撤去して撤去しますが、この撤去については、市は一切責任を負いません。なお、撤去自転車の保管料は、同課への問合せや都立自転車協会のサイトで確認できます。

撤去費用・自転車保管料 □府中・中津田・分府河原・府中北・北府中・府中東・府中東門前駅周辺 一括料(自転車保管料) (共通)2,027円 □東府中・多摩駅前・北府中台・多摩・日比谷・雑司が谷・東武東上線西口 一括料(自転車保管料) (共通)2,240円

自転車保管所開放日時 □府中・東武東上線 午前10時～午後4時 □分府河原 午前10時～午後4時 □水曜日 午前10時～午後4時 □土曜日、祭日、年末年始は従業員が行います。

引取りに必要なもの □本人確認書類(免許証、健康保険証、学生証等) □撤去料(2000円)/保管料(1日50円/最大20日) ※代理人の場合は、委任状が必要です。

自転車の駐輪に関するお願い ・駅周辺、または利用する施設の駐輪場を確保していただく。 ・必ず道を敷き、道路に当たらない。溝やけらに注意して設置してください。

(昭島市)

ホームページ



日本語 英語 Foreign Language 文字サイズ 表示色

サイト内検索

- 暮らし・手続き
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 文化・スポーツ
- 施設情報
- 市政情報

トップページ > 暮らし・手続き > バス・駐輪場・放置自転車・交通 > 放置自転車 > 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日：2024年9月30日

自転車の代わりに置こう思いやり

市では、街の美観を損ね、緊急車両や歩行者の通行の妨げとなる放置自転車をなくすため、警視庁や鉄道事業者の協力により、10月22日（火曜日）から10月31日（木曜日）までの期間、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。期間中はポスター・チラシなどによる啓発活動と、放置自転車に対する注意警告及び撤去活動を強化します。買い物などで自転車を駐車するときは、短期間でも自転車等駐輪場をご利用ください。

バス・駐輪場・放置自転車・交通

バス

駐輪場

放置自転車

交通

広報あきしま
(令和6年10月15日号)

10月22日～31日 駅前放置自転車クリーンキャンペーン ～自転車の代わりに置こう 思いやり～

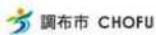
市・都では、街の美観を損ね、緊急車両や歩行者の通行の妨げとなる放置自転車をなくすため、警視庁や鉄道事業者の協力により、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。期間中は、ポスター・チラシなどによる啓発活動と、放置自転車に対する注意警告及び撤去活動を強化します。買い物などで自転車を駐車するときは、短期間でも自転車等駐輪場をご利用ください。

なお、撤去した自転車などは、右の箇所の自転車等保管所で返還しています。
 ◎所在地 宮沢町472-9
 ◎電話番号 549-8330
 ◎返還日時 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前11時～午後6時30分
 ◎撤去・保管手数料
 ＊自転車＝2000円
 ＊原付バイク＝4000円

☆詳しくは、交通対策係へ。
 ▼自転車等保管所案内

(調布市)

ホームページ



日本語 英語 Foreign Language

- 防災・安全
- 暮らし・手続き
- 子育て・教育
- 健康・医療・福祉
- 観光・文化・スポーツ
- まちづくり・環境
- 産業・しごと
- 市政情報

トップページ > 暮らし・手続き > 交通・駐輪場・駐車場 > 駐輪場・放置自転車 > 市内各駅周辺の自転車等放置禁止区域

ページ番号: 1531 掲載開始日: 2019年1月4日 更新日: 2019年1月4日

市内各駅周辺の自転車等放置禁止区域

自転車等放置禁止区域

市では、総合的な自転車対策などを推進するため、市民の皆様から意見をいただき、平成20年3月に「調布市自転車等対策実施計画」を策定しました。現在、この実施計画に基づき、市内自転車等駐輪場の整備・有料化を図るとともに、違法駐車対策の強化を行っています。

平成31年1月1日から自転車等放置禁止区域を変更しました

詳しい内容については次のPDF文書をご覧ください。

- 自転車等放置禁止区域 (PDF: 1.018KB)

駅周辺は「自転車等放置禁止区域」です

市では「自転車等放置禁止区域」内に駐輪してある自転車やバイクを警告することなく撤去します。ガードパイプなどの固定物にチェーン錠などで巻きつけてあっても、これを切斷し撤去します。市内各駅周辺にございます自転車等駐輪場をご利用ください。

同じ分類から探す

駐輪場・放置自転車

- 放置自転車等保管所・返還場所
- 自転車等駐輪場(駐輪場)
- 調布市立調布南第3海上自転車駐輪場の利用開始
- 1/仮設(市道第20号線)海上自転車駐輪場整備説明会を実施
- 調布市立調布南第3自転車駐輪場のバイク利用開始

もっと見る

- 電子調達
- 窓口混雑状況
- 相談窓口
- よくある質問

市報ちようふ
(令和6年10月20日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅周辺の公共道路と駅前広場などでの放置自転車に対する警告、撤去を強化します。
 □10月22日(火)～31日(木)
 □調布・つつじヶ丘・仙川駅周辺
 □交通対策課 ☎042-481-7420



English 中文 한국어 tagalog Tiếng Việt မြန်မာ Bhasabhojia 音声読み上げ サイトマップ

暮らし 子育て・教育 医療・福祉 文化・スポーツ 産業・観光 市政情報 事業者の方へ

よくある質問 | 高尾河東地区

トップページ > 暮らし > 住まい・道路 > 道路 > 自転車やバイクを回収する方へ > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施について

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施について



印刷 更新日: 2024年10月2日

東京都及び近隣3県（埼玉県・千葉県・神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）で、一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。歩道などに放置された自転車・バイクは、歩行者の安全な通行の支障になり、街の美観も損ないます。また、火災発生時などに緊急車両の通行や、避難・救助活動の妨げになり、大きな事故につながる要因になります。この期間中、放置自転車問題を広く市民に訴えるため、放置自転車の撤去を強化します。また、駅周辺の放置場所での指導により、放置の自棄、さらに駐輪場の利用を呼びかけます。安全で住みよいまちづくりのため、自転車・バイクを利用の際は、マナーを守り、決められた場所に駐車するよう、市民の皆様のご協力をお願いします。

実施期間

2024年10月22日（火曜日）から10月31日（木曜日）まで

統一標語

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

実施内容

- 自転車の放置防止の呼びかけ
啓発用ポスターの掲示
放置自転車等の撤去活動等

2024年度東京都作成ポスター (PDF・3.833KB)

広報まちだ (令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 自転車の代わりに置こう 思いやり

10月22日(火)~31日(木)に、東京都、近隣3県(埼玉県・千葉県・神奈川県)、5政令指定都市(千葉市・さいたま市・横浜市・川崎市・相模原市)で、一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

●駅前周辺状況 夕方以降や土・日曜日を中心に、多くの自転車・バイクが放置されており、昨年度の放置自転車及び放置バイクの撤去台数は、自転車が1179台、バイクが81台でした。「少しの時間だから」「他にも止めている自転車があるから」という軽い気持ちが多く、放置自転車や放置バイクを生み出します。

●道路は通行するための公共施設です 放置された自転車やバイクは、歩行者の安全な通行を妨げ、街の美観も損ないます。また、災害時等に緊急車両の通行や避難・救助活動の妨げとなり、大きな事故につながる要因にもなります。キャンペーン期間中は、放置自転車の問題を広く周知するため、放置自転車の撤去・移送活動を強化します。安全で安心できる住みよい街づくりのため、自転車やバイクを利用する際は、交通マナーを守り、決められた場所に駐車しましょう。

道路管理課 ☎724-3257



トップ > くらし・福祉・文化・観光 > 交通・道路 > 自転車・原付バイク > 第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日: 2024年(令和6年)10月1日 作成部署: 都市開発部 交通対策課

自転車や原動機付自転車は、通勤や通学、買い物などに身近で便利な乗り物です。しかし、歩道や道路に放置された自転車などは歩行者や緊急車両の通行の妨げとなります。10月22日(火曜)から31日(木曜)までの10日間、「自転車の代わりに置こう 思いやり」を統一標語に、都内一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行います。この機会に自転車の利用マナーを再確認し、迷惑な放置自転車をなくしましょう。

市の取り組み

市では、放置自転車対策として、市内7駅と東大和市駅周辺を放置禁止区域に指定し、その区域内に放置された自転車や原動機付自転車を撤去しています。

昨年度は、194回の撤去を実施し、自転車1,190台、原動機付自転車10台を撤去しました。

自転車駐車場を利用しましょう

自転車や原動機付自転車を駐車するときは、歩道や車道には駐車せず、自転車駐車場を利用してください。

市内には、市営の有料自転車駐車場が20か所、無料自転車駐車場が5か所あり、約16,000台の駐車スペースを用意しています。また、民営の自転車駐車場も年々増えています。

自転車駐車場では、必ず鍵を掛け、係員の指示に従い、ルールを守って利用しましょう。

指導、撤去を強化します

キャンペーン期間中は、放置自転車問題を広く市民の皆さんに知っていただくとともに、放置自転車や原動機付自転車の撤去を強化します。

安全で住みよいまちづくりのため、皆さんのご協力をお願いします。

10月22日(火)~31日(木) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン
自転車や原動機付自転車は、通勤や通学、買い物などに身近で便利な乗り物です。しかし、歩道や道路に放置された自転車などは、歩行者や緊急車両の通行の妨げとなります。10月22日(火)から31日(木)までの10日間、「自転車の代わりに置こう 思いやり」を統一標語に、都内一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行います。この機会に、自転車の利用マナーを再確認し、迷惑な放置自転車をなくしましょう。

市での取り組み
市では、放置自転車対策として、市内7駅と東大和市駅周辺を放置禁止区域に指定し、その区域内に放置された自転車や原動機付自転車を撤去しています。
昨年度は、194回の撤去を実施し、自転車1,190台、原動機付自転車10台を撤去しました。



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン



キャンペーン実施期間

令和6年10月22日(火曜日)～令和6年10月31日(木曜日)

放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、特に高齢者や体の不自由な方にとって安全な通行の妨げとなります。また、緊急車両等の通行や災害時の避難、救助活動が困難になるほか交通事故の原因にもなります。自転車は駐輪場等の決められた場所に置きましょう。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

日野市 LINE



【第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン～自転車の代わりに置こう 思いやり ㊦】
 放置自転車は歩行者や緊急車両の通行を阻害するなど社会問題となっています。駐輪マナーを見直し、自転車の安全で適正な利用を心がけましょう！

キャンペーン期間：10月22日(火)～31日(木)
<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/kotsu/1020332.html>

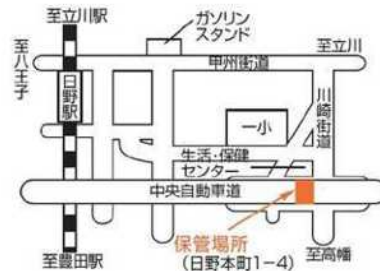
15:00

放置自転車等は撤去します。

市では、放置自転車を撲滅するため、市条例に基づき、自転車等放置禁止区域に放置された自転車は自転車等保管場所に撤去します。

撤去された自転車等は引き取りの際には、引取手数料を徴収します。なお、引き取りのない自転車等は、2カ月間保管した後に処分します。

撤去された自転車などは、保管場所(日野本町1-4)で引き渡します。



受付時間	月曜日から土曜日 9時から12時 午後1時から午後5時30分 ※日曜日、祝日、年末年始を除く
撤去手数料(引取時)	自転車 3,000円 原動機付自転車 4,500円
問い合わせ先	キャンペーンについては、防災安全課 514-8963 放置自転車については、道路課 514-8421

広報ひの(令和6年10月号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 10月22日(火)～31日(木)

☎1020332 ☒キャンペーンについて…防災安全課(☎042-514-8963)、
 放置自転車・駐輪場について…道路課(☎042-514-8421)



自転車の代わりに置こう 思いやり

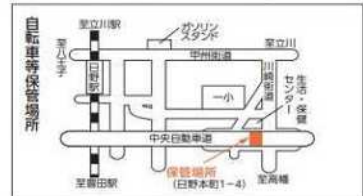
放置自転車は、歩行者や緊急車両などの通行の妨げとなるほか、交通事故の原因にもなります。自転車は駐輪場などの決められた場所に置きましょう。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▶放置自転車の撤去

市は放置自転車を撲滅するため、市条例に基づき、自転車等放置禁止区域に放置された自転車を自転車等保管場所に撤去します。

撤去された自転車などの引き取りの際には、撤去手数料を徴収します。なお、引き取りのない自転車などは、2カ月間保管した後に処分します。

撤去手数料(引取時)…自転車3,000円、
 原動機付自転車4,500円



広報ふっさ (令和6年10月15日号)

駅前周辺に自転車でお出かけの際は、自転車等駐輪場をご利用ください。皆様のご協力をお願いします。
撤去保管手数料 自転車1,000円、原付2,000円
 道路下水道課管理・交通安全対策係 ☎551・1969

300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
 自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車！原付が駐輪されると、警告札を取り付け、一定時間後に撤去し、自転車保管場所へ保管します。



市では、市内の駅から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
 ▼自転車等放置禁止区域について
 市では、市内の駅から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
 推進委員会・福生警察署と協力し、10月24日(木)の朝、福生駅前でも広報活動をしています。
 10月22日(火)～31日(木) 東京都では、当期間において関係機関や団体と協力して広報等の強化を図ります。市では、福生市交通安全推進委員会・福生警察署と協力し、10月24日(木)の朝、福生駅前でも広報活動をしています。

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

放置された自転車や電動自転車は、支那の悪臭を放つだけでなく、歩行者や緊急車両の通行を妨げる大きな社会問題となっています。

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

キャンペーン期間中は、市民、市民、関係機関が連携・協力して、放置禁止の取組活動などを行います。

キャンペーン期間：令和6年10月22日（火曜）から31日（木曜）まで



取り組み

- 市内の小学校在園児がメインとした「放置自転車防止」の啓発品やクリーンキャンペーンポスターを駅前ロータリーや地下駐輪場などに掲示し啓発を行います。
- 「[動画] 東村山市のまちづくり「わがっしー」を放置自転車で見えています」をご覧ください。

この機会に改めて放置自転車問題について考えましょう

市では、駅前や市有自転車等駐輪場周辺の周辺、放置自転車等の撤去や移設、保付料での撤去自転車等取組等をしています。

放置自転車は撤去します

放置自転車とは「自転車駐輪場以外の場所に置かれ、利用者が立ち移動することができない状態にあるもの」と定義されており、放置した状態の発見や放置の届出に基づき、利用者が「この場を離れた場合」で放置自転車となります。

東村山市有自転車等駐輪場をご利用ください。

一時利用可能な駐輪場では、自転車の一時利用が2時間まで無料となります。駅前の有料駐輪場にはぜひご利用ください。

〔注意〕自転車の一時利用可能な無料駐輪場はごみをあつめてください。

第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

放置された自転車等は、ま
ちの景観を損なうだけでなく、
歩行者や緊急車両の通行を妨
げる等の大きな社会問題と
なっています。駅前広場や一
部の集客施設付近では、未だ
自転車の放置が見受けられ、

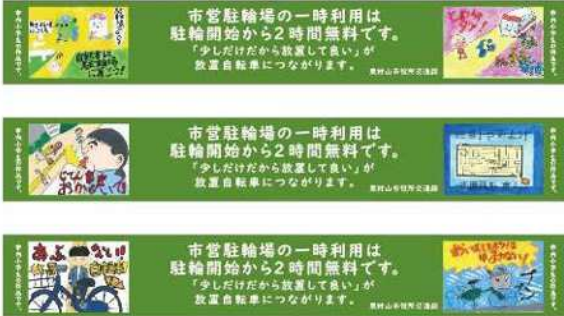
通行の妨げになっています。
自転車等は放置せず、駐輪場
を利用しましょう。
期間中は、放置禁止の啓発
活動等を行います。この機会
に改めて自転車等の放置問題
について考えましょう。
10月22日(火)～31日(木)
放置自転車等は撤去します
放置自転車とは、「自転車
等の利用者が当該自転車等を
離れて直ちに移動させること

ができない状態にあるもの」と定義されています。
道路・駅前広場等公共の場
所に放置された自転車等は警
告し、その後も放置されてい
る場合は撤去します。なお、
撤去自転車等を引き取る際は
すのでご注意ください。
交通安全課

ステッカー



横断幕



駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号 1019442 更新日 令和6年10月15日

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン～自転車の代わりに置こう思いやり～

10月22日(火曜日)から31日(木曜日)に放置自転車を撤くすため、市内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。市では、ポスター掲示などの啓発活動や、放置自転車の撤去の強化などを行います。



東京都健康安全推進本部 放置自転車対策ページ (外部リンク)

放置自転車の撤去について

市内全域で自転車等の放置は禁止しており、自転車等放置禁止区域(国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・那ヶ窪駅を中心におおむね半径300～500m以内)の放置自転車等は即時撤去の対象です。また放置自転車等の返還時には、自転車1台2千円、原動機付自転車1台3千円を徴収しています。

「放置」の定義について

放置とは、駐輪場など指定場所以外の公共の場所等に置かれており、かつ、自転車等利用者が自転車等から離れて直ちに移動することができない状態にあることをいいます。置いてある時間の長短は関係ありません。

自転車は駐輪場に置きましょう

放置自転車は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行の妨げや交通事故の原因にもなります。自転車は駐輪場や決められた場所に駐輪し、放置自転車の一掃にご協力ください。

市報国分寺
(令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
自転車の代わりに置こう思いやり

10月22日(火)～31日(木)

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げます。自転車などは自転車等駐車場に駐車し、放置自転車の一掃にご協力を

自転車等の放置は市内全域で禁止。駅周辺の自転車等放置禁止区域の放置自転車等は随時撤去の対象※返還時に撤去保管料を徴収

交通対策課(内363)

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日: 2024年10月01日

放置自転車のないまちが快適で、安全であることを知っていただくため、令和6年10月22日(火曜日)から令和6年10月31日(木曜日)の間、放置自転車クリーンキャンペーンを実施し、放置自転車の見回り(札付け)・撤去活動を重点的に行ないます。

放置自転車はまちの景観を損なうだけでなく、歩行者の怪我や事故に繋がる恐れがあります。お出かけの際は自転車駐輪場を利用し、放置自転車のない安心安全のまちづくりを目指しましょう。



市報くにたち
(令和5年10月20日号)

第41回駅前放置自転車
クリーンキャンペーン「自転車の
代わりに置こう 思いやり」

放置自転車のないまちが快適で、安全であることを周知するため、放置自転車への啓発(札付け)・撤去を重点的に行います。

放置自転車は、点字ブロックを隠す、横倒しになるなどして、しょうがいのある方や高齢の方、ベビーカーを利用する方などにとって危険です。また、まちの美観を損ないます。放置自転車の移送等には、皆さんの貴重な税金が使われていますので、誰にとっても快適で、安全な自転車の利用にご協力ください。

10月22日(火)～31日(木)

道路交通課交通係

「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しています

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

駅周辺は放置禁止区域です。自転車等は**市内の無料・有料駐輪場**をご利用ください。

放置自転車等には警告書貼り付け、移動しない場合には撤去します。その際に、ガードパイプ等にワイヤーでつながれている場合は切断します。

撤去、保管中における自転車等の傷などの賠償はいたしません。

自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、放置自転車がいない、住みよいまちづくりにご協力ください。

期間

10月22日(火曜日)～31日(木曜日)



狛江市 Facebook



狛江市 X(旧Twitter)



広報こまえ(令和6年10月15日号)

10月22日(火)～31日(木) **駅前放置自転車クリーンキャンペーン**
「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

放置自転車による3つの「危ない!」

- ①通行時の「危ない!」
あなたの何気ない「ちょっとの間だから」が、皆さんの安全な通行を脅かしています。
- ②災害時の「危ない!」
「みんなも置いているから」の気持ちで、災害時の避難や緊急車両等の通行の妨げになります。
- ③景観の「危ない!」
駅前にはみんなの「玄関」です。気持ちのよい空間を皆さんで守っていきましょう。

クリーンな駅前を守るためには、皆さんの協力が必須です。ルールとマナーを守り、放置自転車がいない住みよいまちづくりにご協力ください。

※道路交通課交通対策係

駅周辺は「自転車等放置禁止区域」です

放置禁止区域(図1)に放置されている自転車・バイク(電動キックボードを含む)には、警告書貼り付け、広報用スピーカーで撤去の警告を行った上で、移動しない自転車・バイクを撤去します。

なお、ガードパイプ等の固定物にチェーン等で施錠してあるものは、切断して撤去します。

有料駐輪場と無料自転車置場をご利用ください

駅周辺にある駐輪施設の収容台数には限界があります。公共交通機関の利用や徒歩でのお出掛けなどご協力をお願いします。

図2 有料駐輪場

名称	電話番号	収容台数
① オダクル駒江第1		約740台
② オダクルマルシェ 駒江	(3488) 7881 (0-1)	約550台
③ オダクル駒江第2		約1,600台
④ 駒江駅北口自転車駐輪場		約175台
⑤ 駒江駅南口自転車駐輪場	0120(356) 621 (0-2)	約100台
⑥ 小田急駒江第5駐輪場	(3488) 7881 (0-1)	約15台
⑦ TORITOサイクルパーク駒江駅前	0120(787) 825(0-2)	約1,300台
⑧ 駒江駅はこみち自転車駐輪場	0120(356) 621 (0-2)	約40台
⑨ オダクル駒江多摩川第1		約540台
⑩ オダクル駒江多摩川第2	(3488) 7881 (0-1)	約200台
⑪ TORITOサイクルパーク駒江多摩川	0120(787) 825(0-2)	約80台
⑫ オダクル多摩川第1		約1,360台
⑬ オダクル多摩川第2		約800台
⑭ オダクル多摩川第3	(5435) 4433 (0-1)	約200台
⑮ オダクル多摩川第4		約190台
⑯ 宝島駐輪場	(3488) 7207 (0-3)	約200台
⑰ TORITOサイクルパーク多摩川第1	0120(356) 910(0-2)	約60台

※料金等、詳細については各施設にお問い合わせください。
 ※収容台数は自転車とバイクの合計台数です。
 ※「オダクル」は小田急電鉄(株)による運営駐輪場の名称です。
 ※1～9番は24時間、午後1時～4時(休曜日、木曜日、年末年始を除く)
 ※2～3番は24時間
 ※3～9番は10時～午後7時(年末年始を除く)

図3 無料自転車置場

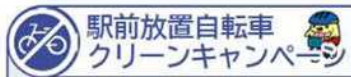
和泉多摩川自転車置場(高架下)

名称	所在地	収容台数
和泉多摩川自転車置場(高架下)	東横線4-9	約80台

※無料自転車置場(図3)は、長期間占有することはできません。長期間占有されている自転車・バイクは保管返還場所に移動する場合がありますので、ご注意ください。

撤去された自転車・バイクの保管・返還については、市ホームページをご覧ください。

(東大和市) 東やまと市報
(令和6年10月15日号)



東京都と各市区町村では、10月22日(火)～31日(木)の10日間、「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

放置自転車等はみんなの迷惑

自転車等の「放置」とは、駐車時間の長短や利用目的にかかわらず、利用者が自転車等駐車場以外の場所に置いて自転車等から離れ、直ちに移動することができない状態を言います。

放置自転車等は、街の景観を損なうだけでなく、高齢者や障害のある方、小さなお子さんなどにとって大変危険です。特に、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車等は、視覚に障害のある方の通行の妨げになります。また、災害時や緊急時の障害にもなりますので、一人ひとりがルールとマナーを守りましょう。

放置自転車等は撤去します

安全な歩行空間を確保するため、駅近くの放置禁止区域内の歩道などには自転車等を放置しないでください。各駅から概ね800メートル以内にお住まいの方は、駅周辺への自転車等利用の自棄をお願いします。

▷問合せ 都市基盤課・内線1213まで。

(清瀬市) 市報きよせ
(令和6年10月15日号)

10月22日(火)～31日(木) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

～社会全体で自転車の安全かつ適正な利用を促進しましょう～

◆放置自転車はこんなに迷惑!

- ①歩行者の通行の妨げになる
- ②渋滞を招く
- ③まちの美しさを損なう
- ④災害時の避難、緊急車両の通行の妨げになる
- ⑤点字ブロック(目の不自由な方の歩行案内)を塞いでしまう

◆自転車は決められた場所に駐輪しましょう!

駅周辺には一時利用ができる駐輪場がありますので利用してください。移送された放置自転車は中里自転車等保管場所でお

預かりしていますので、引き取りをお願いします。なお、移送料をいただく場合があります。

～みんなで守ろう 交通ルール 迷惑駐車はやめましょう～

迷惑駐車は、交通渋滞を招き、緊急車両や路線バスの通行妨害、さらには交通事故の原因となりますので、やめましょう。

道路交際課道路交通係

☎042-497-2096



(多摩市)

ホームページ

第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

たま広報
(令和6年10月20日号)

10月22日(火)～31日(木)は駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間です

市は、「自転車等放置禁止区域」を定め、放置自転車などの撤去を行っています。キャンペーン期間中は、撤去活動を強化し、ルール・マナーの啓発活動を実施します。

放置自転車は、まちの景観を損ねるだけでなく、歩行者・目の不自由な人や車いすの通行の妨げになります。また、強風などで倒れたり、人がつまづいたりする原因になるなど大変危険です。自転車や原付バイクは決められた場所に駐輪しましょう。

【備考】自転車や原付バイクを撤去されてしまった場合は、第1保管場所(豊ヶ丘1-26-1) ☎(374)8688・第3保管場所(桜ヶ丘4-40-1) ☎(374)5300へ。撤去から60日が経過した車両は処分 ☎1013091 道路交通課 ☎(338)6826



多摩市では、聖蹟桜ヶ丘駅・永山駅・多摩センター駅・鹿木田駅周辺を、「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車等の撤去を行っております。10月22日～10月31日においては、警察署一斉の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、放置自転車への啓発・撤去を重点的に行います。駅前広場や道路に自転車を放置すると、歩行者、目の不自由な人や車いすの通行の妨げになると同時に、災害時の緊急活動に支障をきたすこともあり問題です。また、強風などで倒れたり、人がつまづいたりする原因になるなど大変危険です。

自転車等を利用する皆さんも、一人ひとりがルールを守り、自転車や原付バイクは決められた場所に駐輪しましょう。

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを令和6年10月22日(火曜日)～10月31日(木曜日)に実施します

ページ番号 1023223 更新日 令和6年10月15日

都と市区町村では、令和6年10月22日(火曜日)～10月31日(木曜日)の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

自転車や原動機付自転車の放置は、歩行者や車両などの通行の妨げになるほか、災害時などの救援や消防活動の障害となります。

一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車をなくし、住みよい街づくりに参加しましょう。



放置自転車・原動機付自転車の撤去を強化します

同キャンペーンの期間中は、路上に放置された自転車・原動機付自転車の撤去をより強化します。

東久留米駅周辺を利用する方は、定期利用または一時利用の市立自転車等駐車場のほか、民間の一時利用駐車場をご利用ください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



は自転車放置禁止区域です

広報ひがしくるめ (令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

都と市区町村では、「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンとして、10月22日(火)～31日(木)に都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。自転車や原動機付自転車の放置は、歩行者や車両などの通行の妨げとなるほか、災害時などの救援や消防活動の障害となります。一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車をなくし、住みよい街づくりに参加しましょう。
■キャンペーン期間中は放置自転車・原動機付自転車の撤去を強化します
通勤・通学または東久留米駅周辺において自転車などを利用される方は、定期利用または一時利用の市立自転車等駐車場のほか、民間の一時利用駐車場をご利用ください。
■撤去された自転車等の返還
自転車等集積所(下里2-10-9、☎042-472-9876)
※返還を受ける際は、自転車等の鍵、本人確認書類、撤去料金(自転車2,000円・原動機付自転車4,000円)、認め印をお持ちください。
集積所開放時間 日曜・水曜・金曜日の午前8時半～午後7時、月曜日の午前8時半～正午(振替休日含む祝日、年末年始を除く)



撤去された自転車等の返還

撤去された自転車等は、自転車等集積所(下里2-10-9、電話042-472-9876)で、下記の時間帯(年末年始、祝日及び振替休日は運営していません)に返還しています。

- 1.日曜日、水曜日、金曜日(午前8時30分から午後7時まで)
2.月曜日(午前8時30分から正午まで)

※返還を受ける際は、自転車等の鍵、本人確認書類、撤去料金(自転車2000円・原動機付自転車4000円)、認め印をお持ちください。

自転車等集積所(下里2-10-9)の案内図



(稲城市)

広報いなぎ
(令和6年10月15日号)

放置自転車・原付バイク
駅中心から半径300mの範囲
(若葉台駅のみ別途指定)を自
転車等放置禁止区域として指
撤去します

○駐車する際は、盗難防止の
ため2カ所施錠しましょう。

○各駅から半径300m以内に住
む方は、駅までの自転車・原
付バイクの利用は控えましょ
う。

○駐車する際は、盗難防止の
ため2カ所施錠しましょう。

○駐車する際は、盗難防止の
ため2カ所施錠しましょう。

10月22日(火)
～31日(木)
第41回駅前放置自転車
クリーンキャンペーン



定めています。この区域内に
放置された自転車・原付バイ
クは、随時撤去します。撤去
した自転車等は、保管場所
で保管し、告示の翌日から60日
間経過しても引き取りがない
場合は処分します。

※チェーン錠等で道路固定物
に固定されている場合は、切
断して撤去します。切断したチ
ェーン錠等は補償しません。

点字ブロックの上に自転車を
置かないでください

点字ブロック上に自転車を
駐輪すると、目の不自由な方
の通行の妨げとなり、ぶつか
ったり、転倒する等大変危険
です。点字ブロック上には絶
対に駐輪しないでください。

【富里東交番付設係

(日の出町)

広報日の出
(令和6年10月号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
「自転車の代わりに置こう 思いやり」

期間 10月22日(火)～31日(木)

一人一人が自転車を放置しないよう駐
輪マナーを守り、駐輪場や決められた場
所に置きましょう。

問 生活安全安心課防災・コミュニティ係

☎ 042(588)5067

(羽村市)

広報はむら(令和6年10月15日号)



10月22日(火)～31日(木)は 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

東京都内で「第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行います。
普段から、自転車を放置しないよう、ご協力をお願いします。

自転車の放置で困っている人がいます！

- 道路にある黄色い点字ブロックの上に自転車が置いてあることで、通行の妨げとなり、視覚に障害のある方が困っています。
- 自転車が駅周辺道路に置かれることで道幅が狭くなり、車いすやベビーカーを使っている方が困っています。
- ほかにも高齢の方や子ども連れの方、駅周辺の店舗など、自転車が放置されることで困っている方がいます。

あなたが放置した自転車が思わぬ交通障害を生み出しているかもしれません。
自転車を停める場合は、市の自転車駐車を利用してください。

放置禁止区域

羽村駅・小作駅を中心とする半径400m以内の区域

※放置された自転車や原動機付自転車は、自転車保管所に移送します。移送した自転車などを引き取る際には、撤去手数料が必要となります。

※詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係 ☎ 216 / 羽村市自転車保管所 ☎ 579-4815



第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号 984-177-726 最終更新日 2024年10月22日

🖨️ 印刷 | 📄 シェア | 🗑️ 大きな文字で印刷



自転車の代わりに置こう 思いやり

自転車・バイクなどは手軽な交通手段ですが、安易な気持ちで道路に置いてしまうと交通事故の要因になってしまいます。

都内全域で令和6年10月22日（火曜日）から令和6年10月31日（木曜日）まで実施する「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」に伴い、市では田無警察署や西武鉄道などと協力して、自転車の放置防止啓発活動を行うほか、放置されている自転車や悪質なバイクなどを撤去します。

各駅周辺に自転車等でお出かけの際は、自転車駐車場をご利用ください。

一人一人が責任を持ち、放置自転車のない、きれいで、快適なまちづくりにご協力をお願いします。

[第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン啓発動画（東京動画）](#)（外部リンク）

あなたの自転車は、みんなの迷惑になっていませんか？

片側車線で自転車専用車線で走らせましょう。

歩道や歩道横断歩道は、歩行者優先です。

歩道は歩行者専用です。歩道に駐輪してはいけません。

歩道でスムーズな歩行者の通行を妨げ、迷惑を掛けます。

歩道は歩行者専用です。歩道に駐輪してはいけません。

歩道は歩行者専用です。歩道に駐輪してはいけません。

歩道は歩行者専用です。歩道に駐輪してはいけません。

広報西東京
(令和6年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10/22(火) ▶ 31(木)

自転車の代わりに置こう 思いやり

自転車やバイクなどは手軽な交通手段ですが、安易な気持ちで道路に置いてしまうと交通事故の要因になってしまいます。

市ではキャンペーンに伴い、田無警察署・西武鉄道などと協力して、自転車などの放置防止について啓発活動を行うほか、放置されている自転車・原動機付自転車などを撤去します。

各駅周辺に自転車などでお出掛けの際は、自転車駐車場をご利用ください(地図は市庁参照)。一

一人一人が責任を持ち、放置自転車のない、きれいで快適なまちづくりにご協力ください。

▶ 交通課 ☎042-438-4057

(瑞穂町)

広報みずほ
(令和6年10月号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

期 間 10月22日(火)~31日(木)

放置自転車は、歩行者や緊急自動車などの通行を妨げるとともに、街の景観を損ないます。

▶ **駐輪場を利用しましょう**
箱根ヶ崎駅に駐輪場を設置しています。定期利用のほか、一時利用として1日100円で利用できます。

▶ **放置自転車は撤去します**
駅周辺や路上など公共の場所に放置された自転車などは、条例に基づき撤去し、一定期間保管した後、引取りがない場合は処分します。
※返還の際には保管手数料として自転車1,000円、原動機付自転車1,500円がかかります。

問合せ 安全・安心課 ☎557-7610